



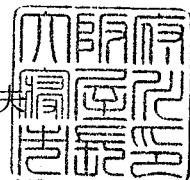
総 人 第 1557 号

平成 28 年 12 月 2 日

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 森本 健司 様

寝屋川市長 北川 法夫



2016年賃金確定等に関する要求書（回答）

2016年11月4日付け、寝市役所労第23号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1. 2016 要求の基本項目 (1) 人事院勧告における月例給の較差 0.17%の俸級引上げと、一時金 0.1 月分の引き上げは今 12 月議会に上程 し、4 月遡及すること。条例制定後、 速やかに支給すること。 (2) 人事院勧告における扶養手当の見 直しについては、民間の支給実態を踏 まえ、拙速な見直しは行わず、十分な 協議・交渉を行うこと。 (3) 平成 27 年 11 月 24 日付総人第 1613 号で当局より協議申し入れのあった	1. 2016 要求の基本項目 1-(1)、(2)、(4)、2-(4) 平成 28 年 12 月の期末・勤勉手当に ついては、条例等に基づき 2.145 月分 (再任用職員については 1.175 月分) を標準とし、平成 28 年 12 月 9 日に支 給する。 平成 28 年度給与改定については、 引き続き協議する。 (3) 主任・主査制度の廃止については、 引き続き協議する。

「主任・主査制度の廃止について」は、対象者の生活への影響が多大なものになり、かつ、モチベーションが著しく低下すると考えられることから、これを撤回し、再度、寝屋川市における職員の人材育成を見据えた人事制度を労使協議のもと構築すること。

- (4) 2017 年度予算編成に向けて、総人件費の確保や社会保障の充実を含む予算の確保を行うこと。また、労働条件の変更については、計画段階からの事前協議を徹底すること。

## 2. 組合員の賃金水準の確保

- (1) 昇給改善を行うこと。標準職務表における係長級については、国公5級水準とすること。

- (2) 50歳代後半層職員の昇給抑制を実施しないこと。

- (3) 現業職員については、非現業職員との格差をなくすこと。また、中途採用者の賃金を抜本的に是正すること。

- (4) 年末一時金については、条例分を12月9日に支給すること。

## 3. 労働時間、労働安全衛生等について

## 2. 組合員の賃金水準の確保

- (1)(2)(3)

現行どおりとする。

## 3. 労働時間、労働安全衛生について

<p>(1) 勤務時間管理を徹底し、特定の職場、特定の職員に偏っている時間外労働縮減に向けた実効ある対策を講じること。年次休暇の完全取得促進施策を進めること。</p> <p>(2) 職場環境整備など労働安全衛生活動の充実を図ること。とりわけ、メンタルヘルス対策をより充実させること。</p> <p>4. 人事施策等について</p> <p>(1) 人事評価制度については、人材育成、組織活性化、勤務意欲の向上等の視点から労使協議を十分実施すること。評価者研修を充分に行うこと。</p> <p>(2) 行政需要に対応する必要人員の確保のため、所要の予算措置を講ずること。</p> <p>(3) 職務変更実施により欠員の生じた現業職場については、正規職員を採用すること。職務変更に係る当該異動対象者への研修、異動先について十分労使協議を行うこと。</p> <p>(4) 病気休暇者の代替要員を速やかに配置すること。</p>	<p>(1)(2)</p> <p>労働安全衛生については、引き続き、安全で働きやすい職場環境の形成に努めるとともに、メンタルヘルス対策の充実を図る。</p> <p>4. 人事施策について</p> <p>(1) 人事評価については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正に運用する。</p> <p>(2)(3)(4)</p> <p>人員確保及び職員配置については、中核市移行を見据えた中で、各部局の職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、引き続き精査・検討する。</p>
--	--

5. 行財政改革について

- (1) 「行財政改革」の実施にあたっては、これまでの労使慣行を踏まえ、市民生活の安定、安心・安全を支える良質な公共サービスの確立を基本に十分な労使協議・交渉を行うこと。財政悪化を理由とする安易な委託は行わないこと。

6. 地域公共サービスの質の確保と、公共サービスを担う地域労働者の処遇確保・公正労働が実現されるよう、自治体予算における委託費、補助金の確保・改善を図ること。

また、総合評価方式による入札制度の改革や、公契約条例制定に取り組むこと。

7. 臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件等の改善

- (1) 賃金・労働条件等の改善を行うこと。
- (2) 学校給食職場における任期付短時間勤務職員制度の導入については、十分な労使協議を行うこと。
- (3) 委託等への切り替えに伴う、臨時・非常勤等職員の解雇を行わず、雇用確保を図ること。

5. 行財政改革について

- (1) 行財政改革の実施については、必要に応じて協議する。

6. 労働者の労働条件に関しては、基本的には労働関係法令によるべきであり、公契約条例については、その必要性を含め調査研究を行う。

7. 臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件等の改善

- (1)(2)(3)(4)
- 非正規職員の処遇については、適正な水準となることを前提とし、引き続き協議する。

(4) 通勤手当について全額支払うこと。